

参議院労働・社会政策委員会会議録第二号

平成十年十二月十日(木曜日)

午後五時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉岡 吉典君

田浦 直君

溝手 順正君

笹野 貞子君

長谷川 清君

高橋紀世子君

大島 慶久君

齊藤 滋宣君

末広まきこ君

鈴木 政二君

山崎 正昭君

今泉 昭君

小宮山洋子君

谷林 正昭君

但馬 久美君

山本 保君

市田 忠義君

大脇 雅子君

鶴保 庸介君

甘利 明君

金子 孝文君

伊藤 庄平君

渡邊 信君

日比 徹君

労働大臣

経済企画庁国民生活局長

労働省労働基準局長

労働省職業安定局長

労働省職業能力開発局長

委員

事務局長

常任委員会専門員

山岸 完治君

事務局長

常任委員会専門員

山岸 完治君

本日の会議に付した案件

○中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斉藤滋宣君 自民党の斉藤滋宣でございます。まず初めに、労働大臣にお伺いしたいと思います。

今月三日に発表されました七月から九月期の国内総生産は、前月比〇・七％の減少となり、四期連続マイナス成長になりました。今後についても、アメリカ経済の減速、金融機関の不良債権処理に伴う企業倒産の増加など不安定要素も多いとの予測もある中、一昨日発表されました十二月の月例経済報告では、娯楽経済企画庁長官は、低迷状態が長引き、極めて厳しいという判断を示しつつも、新たに、一層の悪化を示す動きと幾分かの改善を示す動きが入りまじり、変化の胎動も感じられると指摘し、家電販売の回復や公共投資の拡大など、景気に底打ちの兆しが出ているとの認識を示されましたけれども、労働大臣には、現在の経済の現状と今後の見通しについてどのような御認識をお持ちなのか伺いたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 先生のお話にありますように、先般、月例経済報告で経企庁長官が先生お話しのような表現で景気の現状を説明いたしました。これについて何かよくわからないという、わかりにくいという反応が来ているのであります。が、若干のまだら模様が見えてきた。これは決して悲観的な材料だけではないということだと思えます。

先生のお話にもありましたとおり、改善を示す動きは、家電販売が全体として下げてまわって大型店は好調である、それから公庫の第二回募集は前年を大幅に上回って好調だと、これを受けてこのところの公庫持ち家着工は増加傾向にある、あるいは公共投資の効果が出てきているとか、明るい材料もある。もちろんさらなる悪化材料として、消費マインドが一層冷え込んでいくということとか、あるいは持ち家の方はともかくとしてマンションの在庫は依然として高い水準であるとか、設備投資が大幅に減少しているとか。若干明るい材料とさらに悪い材料とが混在をしているという表現でありました。これはデータとして出ているものを正直に発表されたわけであります。

私自身は、明るい材料は明るい材料として一つでもあればぜひ発表してもらいたいというふうには思っております。と申しますのは、景気は気からとよく言われますけれども、これはあながち的外れではないわけでありまして、日本全体がだめだだめだの総合唱だと本当にもっとだめになっちゃうという心配がありますから、いいデータが出てきたらこれはぜひどんどん発表してもらって、悲観するばかりではありませんということを言ってもらいたいという思いがあります。もちろん、内に向けては気を引き締めて、対策は迅速に果敢にやっていくということは怠りなくやっていかねばならぬというふうに思っております。

現状がそういうことでありまして、見通しにつきましては、これも先般経企庁長官から報告がありましたけれども、経済見通しの改定試算において経済成長率がマイナス一・八％程度、ただし、これもちよっと大変な要素が加わるかなということのとおりだと思えます。今回の緊急経済対策を可及的速やかに実行して、できるだけこの数字を○・何ポイントでも上回るように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○斉藤滋宣君 ありがとうございます。そしてまた、現下の雇用失業情勢は、十月の完全失業率四・三％、完全失業者数二百九十九万人、うち非自発的失業者数は前年同月比で三十八万人増加し九十四万人、女性の完全失業者数も初めて百二十万人に達しました。有効求人倍率〇・四八倍、新卒の大学生の内定率は六七・五％と雇用情勢は極めて厳しいものがあります。

大臣はこのような状況をどのように分析されまして、どのように認識されておられるのか伺いたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 十月の完全失業率が四・三％で有効求人倍率が〇・四八、いずれも最悪値を更新しないしは最悪値の継続ということでありまして、それは斉藤先生先刻御案内のとおりであります。そして、今年度を通した完全失業率は四・二％というふうに見込まれているわけでありまして、私も毎月毎月雇用失業統計を発表されるたびに非常にどきどきいたしまして、また今月更新するんではないかという非常に心配がございます。

この失業の数字というのは、御案内のとおり、景気の運行指標、後追い指標でありますから、景気が底を打ってもまだ油断ができませんというところがありますので、できるだけ景気が底を打って立ち上がるという、その鋭角のカブをそっくりなぞらないようにあらゆる対策を施していきたい

というふうには思いますが、今回の緊急経済対策におきましては二つの点が今までと違うというふう

に思っています。

一つは、雇用対策ということを経済対策の真正面に初めて据えたということ、これはとてもいいことだというふうには思っています。それだけ深刻になつたということなんでありませうけれども、私は、今回の緊急経済対策には雇用対策ということを大きな柱に据えてくれということをお願い申し上げまして、これを総理が御採択をいただきました。

それと、もう一点は予算の規模であります。春の総合経済対策のときが五百億でありまして、今回の緊急経済対策は一兆円。中身についていろいろとおしかりもいただいておりますことは承知しておりますが、いずれにしても、経済対策の中で組み立てた金額をこれだけ大きくすることができたということは、雇用の安定に対する政府の取り組みが本当にこのままではいかぬという、政府全体で取り組んでいくんだという決意表明になつたというふうには考えております。

そしてその中で、雇用活性化総合プランの策定を一兆円ということとさせていただきますまして、各般の施策を組ませていただいたということでありまして、この積極的な推進によりまして一刻も早い雇用の創出、安定を図っていききたいというふう

に考えております。

○斉藤滋宣君 今、大臣のお話の中にありましたけれども、政府が雇用対策を真つ正面からとらえて対策を練っていただいた。確かに、今回の経済対策につきましても底だという批判もあることも確かであります。しかし、確かに今大臣がおっしゃったように、この春先の五百億から二十倍の一兆円の対策を講じた。これを精査してみますと、補正予算に三千億は入るけれども、あとの七千億は労働保険特別会計の方に入っている。言ってみれば、マスコミ等が批判するような上げ底に見えなくは確かだと思ひます。

しかし、いみじくも景気は気の部分があると先ほどの答弁におっしゃったとおり、やはり雇用対

策の中にもそういうアナウンス効果というのがあるかと思ひます。一般の方から見れば、確かに全体の事業規模で一兆円の雇用対策というところ、ほかの仕事はそのまま一兆円の仕事をふえたというふうな、そういう理解をされる方もあるかもしれないけれども、どうも私は、少なくとも今、大臣がおっしゃったように、今回の経済対策の中で一兆円の財政規模をもってして雇用対策に取り組むということについては大いに評価しているものであります。

そこで、今回のこの一兆円規模の雇用対策をどのような形で、経済対策の中には百万人規模の雇用創出を図るということをお願いしておりますけれども、各施策がどのような雇用創出をするのか、そしてまたそれぞれの施策がどれだけの数の雇用を生み出すのか、この百万人の積算根拠についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(渡邊信君) 今回の緊急経済対策の内容といたしまして、百万人規模の雇用創出及び維持安定、それからこれに對する一兆円規模の予算ということとを考へておるわけであります。まず今般の補正予算におきましては約三千億。その中には、今回御審議をいただきます中小企業労働力確保法の施行のための経費を含みますほか、さらに仮に雇用情勢が悪化したときの安全ネットといたしまして緊急雇用創出特別基金というものを六億の規模でもつて造成をするということにしてあります。あるいは雇用調整助成金、これは相当今伸びてきているわけであります。そのための必要な経費等、あるいは中高年齢者の能力開発の拡充、こういったものを含みまして三千億計上しているわけであります。

また、来年度におきましては、これはまだ目下要求中でございますけれども、この中小企業労働力確保法の施行経費を初め、中高年齢者の雇用の促進を初めといたします失業者の早期再就職の支援、あるいは雇用調整助成金によります雇用の維持安定のための経費、こういったもので総額七千億近いものを要望しているところでございま

す。

この百万人の創出効果でございますけれども、まずこれは経済企画庁の試算でございますが、今般の緊急経済対策によりまして、GDPの押し上げ効果、これを二・三％程度と見ております。これによつて創出される雇用が約三十七万人というふうには推計しております。さらに、この雇用活性化総合プランによります雇用の維持安定効果というもので約六十四万人を見ております。これは例えば、中高年齢者の雇用の促進のための措置、あるいは雇用調整助成金によります雇用の維持安定、こういったものをトータルいたしまして約六十四万人程度。合計をして百万人程度になるのではないかと、こういった推計をしているところでござい

ます。

○斉藤滋宣君 今回の法改正では、約三百五十一億円の予算をもつてして年間五万人の雇用創出効果があると思ひ込んでおるようであります。

そこでお伺いしますけれども、平成七年の改正中小企業労働法は、経済構造の変化に對し、従来の雇用維持を中心とした施策から一歩踏み出しまして、雇用機会の創出に向けた施策を打ち出したものと理解していただけますけれども、その効果はどうであったのか。中小企業新分野展開支援人材確保助成金並びに中小企業雇用環境整備奨励金、それを利用して企業数、そしてまた雇用された人数について御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊信君) 平成七年に中小企業労働力確保法の改正をいたしまして、今おっしゃいましたような、高度な人材の受け入れに対する助成というものを開始いたしました。また、あわせて、労働環境の整備等に対する助成も充実したところであります。

その実績でございますけれども、同法改正法は平成七年十一月から実施されました。その制度創設以来本年の十月末までの実績を見てみますと、まず高度な人材の受け入れを助成いたします助成金につきましては、支給件数は約八百件、助成の対象となりました高度な人材とこれにあわせて雇

用いたしました一般労働者、これを合わせまして約二千二百名。それから、福祉施設等の設置費用に対する助成を行います環境整備奨励金につきま

しては、支給件数が約六百件、雇入れられた労働者は約四千三百人となつておりまして、改正によります雇用創出効果は累計で約六千五百人

でございます。

ただ、これらの実績を見ますと、まだ非常に施行されて日が浅いのであります。例えば八年度と九年度の実績をそれぞれ比較してみますと、いづれも三倍から五倍程度に今大変速いスピードで伸びているということは言えるかと思ひます。

○斉藤滋宣君 ちよつとお伺いしますけれども、この七年の中小企業労働法の改正のときには、御説明では、直接的な雇用は年間一万五千人程度という、そういう御説明ではなかつたかと思ひます

が、いかがでしょうか。

○政府委員(渡邊信君) 当時、改正法が国会で審議になりましたときに、当時の推計といたしまして、雇用創出効果は年間約一万五千人程度あるのではないかと、このように見ておりました。

○斉藤滋宣君 今、局長から御説明いただいたんですけれども、今は三カ年の、十年度はこの十月までの速報値だと思ひますけれども、その累計数値で約六千五百人。今私どもが議論しているのは、一年間に一万五千人の雇用効果があるという説明を受けてこの改正法を導入したはずでありますから、これトータルしますと、平成八年度は七百八十六人、平成九年度は三千三百三十四人、平成十年度は十月までの速報値で二千二百八十六人、それでその二つの助成金、奨励金を合わせてこの三カ年の年度途中までで六千四百六十六人ということになります。

そうしますと、今まで一万五千人の創出効果が年間あると言つていた労働省の説明と余りにも数字がかけ離れているのではないかと。当然のことながら、予算の支給実績も大きく乖離しているのは当然であります。見込んだほどの雇用の創出がで

局長はどのようにお考えになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(渡邊信君) 当時は雇用の創出効果として単年度で一萬五千人というふうに見ていたわけですが、この間の景気の一層の悪化というふうなことも大影響はしていたかと思ひますし、また私どものPRといひますが、そういった努力も大いに不足をしてゐたのではないかと、今ふうに今は考へておられます。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、まだ施行後大変目が見えてゐまして、八年度と九年度を比べましても、それぞれの助成金が三倍ないし五倍という勢いで現在伸びてゐる、こういった状況にあることも事実でございまして、私どもさらにはこれが活用されるように努力をしていく必要があるというふうな思つておられます。

○斎藤滋宣君 時間がないのであれですけれども、私はこの七月に初めて参議院議員になりましたから議事録でしかわからないんですけれども、平成七年十月二十日の参議院の労働委員会の会議録を読ませていただきますと、この中にも、相当の委員の先生方が果たしてこれだけの雇用効果があるのかということと労働省の皆様に質問してあります。私が見る限りでは三名の委員の方から質問がありました。そのたびに労働省の答弁は、この活用を図るために周知徹底して一生懸命やります、PR活動に努めます、そして相談員も置きますと言つてやつてきたにもかかわらず、現状はこういう現状であります。ですから、期待するほどの雇用創出ができなかつた中には、今局長の説明にあつたとおり、まだ制度ができて日が浅いということもありましかつても、やはり活用の仕方、PRの仕方、そういったところにも大きな問題があつたのではないかと私は思ひます。

そこで、平成九年十一月に関西の経営者協会が雇用関係助成金制度の改善策というものを取りまとめております。中身につきましてはもう局長御存じでありますからあえて言ひませんけれども、そういう提言を踏まえ、そしてまた平成七年の改

正労働法のこの利用実績を踏まえて言ひますと、やはり今回の新しい改正法についてはこの中から教訓を学びとつて、新たにこういう方法で今度の改正法案は実施してみたいとか、このようにPRしてみたい、そういうような前向きな姿勢というのは労働省にあるんじゃないでしょうか。

○政府委員(渡邊信君) 今回は施行を来年の一月一日というふうな想定をしておりまして、そういった意味でも大変急いで、急速に広くPRをしなればいけないというふうな考へておりまして、そのための必要な経費もこの三次補正の中に約一億五千万円ほど計上しておるところでございまして、そのほか、前にも先生おっしゃいましたが、専門の相談員というふうな方もさらに新たに配置をいたしまして、例えば今までは、雇用促進センターから各安定所等を回りましたが、申請書の取り次ぎをするというふうな仕事しかさせておりましたのでしたが、今回は例えば相談員の方が安定所に行きましてそこで申請の受理をする、そこで受理の効果も発生させるといふふうなこともいたしまして、一層利用しやすい制度に改めようといふふうなことも考へておりまして、こういったいろいろ工夫しながらできるだけ早くPRをしたいというふうな考へております。

○斎藤滋宣君 今回の改正による新たな助成措置の対象を創業及び異業種進出を行う中小企業者に限定してありますけれども、今廃業率が開業率を上回つてゐる現状、さらには中小企業が資金調達面で新分野の取り組みが困難な現状を見ますと、雇

用機会の創出のための制度というのであれば、業容の拡大に伴ひ労働者を雇ひ入れる企業にも対象を広げる、そういったことが効果があるのではないかと考へますけれども、いかがでしょうか。それから、時間がないのでもう一つ意見を言わせていただきたいと思いますけれども、今までにはどちらかというところの費用で雇用を図る企業を応援する、そういう施策がとられてきたと思ひます。しかし今、これだけ雇用情勢が悪化してき

ないのは、外国等では例が見られるのでありますけれども、やはり国の費用で雇用を確保するような施策というものがどうなのか、そのことをそろそろ議論する時期に来ているのではないのかな、そういう気が私はするわけであります。

あわせてこの二点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊信君) 今般の助成の対象を創業やあるいは異業種進出、分社化というふうに限つておりますけれども、これは、これから事業を起ころう、あるいは分社化をして事業を進展させようというふうなときには、やはり将来性のある、展望のあるそういった事業にこれから取り組んでいこうということであると思ひます。そういった分野がこれからやはり伸びていく、期待をされる、そういうことであると思ひまして、これからの我が国の経済の活力を生み出すようなそういった事業について、これを新しく起こそうとする者について今般助成をしよう、そういうふうな考へてゐるものであります。

なお、既にある企業が例えば新商品の開発をするといったようなときには、そういったことで業容を拡大していくといひます場合には、平成七年改正におきます高度の人材をそのために雇う、こういった助成は引き続き続けていくことにももちろんしてゐるわけであります。

それから、雇用情勢にかんがみまして国で直接雇用を創出するということは、これはかつて試みたことももちろんあるわけでございましてけれども、なかなかそれが民間の活力へ引き継がれていくといふふうなことに過去になつた経験がございまして、その問題はなお慎重に検討することではないかというふうな考へております。

○斎藤滋宣君 どうもありがとうございます。このたびのこの改正法案が大いに活用されまして、大変今のこの厳しい雇用情勢が少しでも明るくなるような、そういう一つの道筋が見えてくるような、そういう制度になることを期待しまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○今泉昭君 民主党・新緑風会の今泉でございます。ただいま自民党の斎藤議員が労働大臣に對しまして雇用の見直しを中心といたしました御質問を最初にされましたけれども、私も最初に雇用状況の問題につきまして労働大臣にお伺ひをしたいというふうに思ひます。

労働大臣のお答えにもありましたように、労働指標というのは遅行指標であることはもう間違いないわけでございますが、今の景気の実態から、景気の変動によつて失業率が急激に上向いてくるというような期待はなかなかできないのは十分わかつてゐるつもりでございます。そういったものを前提にいたしまして、先ほど発表されました政府の経済見通し等に絡めまして、大臣の率直な認識をひとつお伺ひしたいと思ひわけであります。

既に発表されておりますように、四下期から二期続きましてマイナス成長〇・七%ずつであります。このことは国民全体の、国全体の経済が大変な下降局面にあることを示してゐたわけであります。

たまたまきき経済状況の発表によりまして、いい指標、悪い指標が相半ばして、受けとめ方によつては底を打つたんじゃないかというふうな受けとめ方ができるような経済企画庁の説明もありました。

しかしながら、きのう発表されました大蔵省の景気予測調査であるとか各機関が出してゐるいろいろな経済の実態等のデータを取り寄せてみますと、実は十一月二期期においてもまだ経済はマイナスの局面にあるというふうな企業の実態が明らかになつてゐる指標が発表されてゐるわけであります。

先ほど大臣が申されましたように、余り悪いのばかり発表したり主張して国全体の受けとめ方を暗い方向に持つていくのは私も反対でございます。しかし、現実のものをしっかりとらえた上で

の、後ほど質問いたしますけれども、今度の百万人雇用創出の計画が果たしてこの経済実態に本当に合っているものかどうかというような意味合いもあわせて御質問したいものですから、そういう意味で実態を率直に申し上げたいと思うのであります。

さきの経済企画庁の発表に基づきましていろいろ私どもも質問いたしましたところ、今の経済実態をそのまま横ばいですと続けるということとは、底を打ってそこそこもうこれから上がるんだぞという意味での横ばいを期待するわけでございしますが、このような経済であった場合に、本年度の経済成長はマイナス二・三％になる、それ以上になるといふことを言われました。

これをプラス成長に持っていくということは、この十月期から相当な勢いで我が国の経済が上向いていかなければ、これは水面上に出てこないわけでありまして、先ほど私申し上げましたように、各機関の発表がこの十一月、十二月に入ってもまだ落ち込んでいる。こういう実態にありますと、雇用というのが運行指数であるとするならば、雇用についての見通しというのは決して明るいものではないわけですね、当分の間。

そういう意味で、今は四・三という史上最悪の失業率を記録しているわけでございますが、労働大臣は、そういう意味で、年末から年度末にかけて、この雇用をどの程度の、失業がふえるのか減るのかという御認識を持たれておられるか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 経企庁長官の月例経済報告の発表を受けて記者会見をしましたときに、これを労働大臣はどうとらえますかという質問が来まして。そのとき私は、一言で申し上げると、内に向けては厳しく構えて、外に向けては希望を持つてという表現にいたしました。

それは、さつき申し上げましたように、全部が暗い、下を向いていたらもっと暗くなっちゃうという思いがあるものでありますから。かといって、決して甘い判断をしてはいかぬ、厳しく厳し

く見積もって、打つ手は果断に打っていくと。

つまり、内に向けて、政策を実行する面に向けては、まだ大丈夫かまだ大丈夫か、もっとやらなくちゃだめじゃないかという思いでやっていきたい。ただ、外に向けては、だめだだめだの連続は言いたくない。かといって、うその発表はできませんから、いい材料があればそれは正直に言ってもらいたいということでありまして、閣内でも、御案内のとおり、勘で物を言うような発言があるように、ちゃんとものと厳しく見る厳しく見ろという議論はあるんです。ただ、いい指標があるのは正直に言ってもらいたいというのが私の思いなんです。

と申しますのは、実はきのう、物流にかかわる会社の支店長と懇談をしました。彼らは景気の一番の現場にいますからよく把握できるだろうと思ひまして、正直なところどうですかと聞いたんです。そうしたら、こういうことを言われました。

一つ転機があればわつと反転しますと。それは何ですかと言いましたら、みんな物流にかかわる業者がもう我慢に我慢を重ねておりますと。その我慢というのはどういう我慢かと聞きましたら、要するに、トラックでももうかなり車検期間が何回も来て本当はもう買いかえたい、あるいは倉庫でも穴があいて雨漏りがする、建てかえたい。だけれども、本当に景気は底を打つのもっと厳しくなるんだつたらむだな投資はしたくない。そのぎりぎりの、本当は設備投資をしたいし買いかえたいんだけれども、まだ将来に向けて底打ち感が把握できない。だから、言ってみれば、本当に打って反転するんですよと。一気にトラックの買いかえとか建物の建てかえというのがどつと出ますよということと言われたんです。だから、いい指標が出てきたらちゃんと聞いた方がいいんじゃないかなというのが私の思いなんです。それはただし、内に向けて政策担当者は相当慎重に構えて手綱を緩めるなという思いが非常に強いと思います。

失業については、先ほど申し上げましたし、

先生よく御案内のとおり、景気の運行指標でありますから、何か月かのタイムラグを追って下がって下れば下がってくるし、底をついてもまだこういうぐあいにいきます。ただ私は、そのカーブを、景気がこの鋭角に下がっても雇用はこういうぐあいで後をついていくということにならぬものかと。そこにミスマッチの解消とか失業なき労働移動という政策があるんじゃないかと思うんです。

そこで、今回の雇用関連対策においてもその辺の、例えば景気が鋭角に落ちて、上がってくるころをもつと緩やかなカーブで全くそっくり後をついていかないうようにする施策はないだろうかというのを思いめぐらせて、いろいろアイデアを出したつもりでございます。先刻御承知のとおり、非自発的失業の数字がふえていますというところは、これはゆゆしき事態でありますし、具体的な目標を掲げようということ、百万人という数字も正直かなり無理無理はあると指摘もいただいておりますけれども、とにかく目標を掲げてやっていくという姿勢を何としても見せたいという思いでさせていただいた次第であります。

○今泉昭君 大臣の百万人構想に触れまして、その意欲というのは大変私どもとしても買うわけでございますが、現実の姿として、運行指標だと、当分やつぱり、はつきりは大臣申されませんでしたが、けれども、今の失業率が急激に変わるといふことは考えられない。四・三％まで高まっている失業者の数を減らさなきゃならない。そのために、新しい雇用をふやす政策を打ち出していつて明るいムードをつくらうではないかと、百万人構想を打ち出されました。確かにこれは結構なんです。が、しかし景気がまだ底を打っていない危険な時期が続くとするならば、早急に実効があらわれるような雇用対策がどうしてもこれは求められるわけです。

私は、いいただきました雇用活性化総合プランを見させていただいているわけですが、政府のキャッチフレーズの中にも、一兆円というこれまでにな

いような雇用対策の予算を投入したということを言われておりますが、先ほど斎藤議員の話にもございましたように、よくよくこれ吟味してみれば一兆円じゃないんですよ。

いろいろ私も話を聞いてみますと、当初与党の自民党の中でも雇用対策基金として一兆円ぐらいの資金が必要だというような議論があったやに聞いているにもかかわらず、それがわずか五百億ぐらいに減っちゃっているというふうな状態で、一般会計からは三千億ぐらいしか出ていかない。残りはみんなこれは実は三事業会計から出すようなものだ。しかも、この三事業会計から出ていくものというのは、実は雇用創出じゃないんですよ。ね、雇用底支えなんです。これ以上ふやさないための底支え資金でありますから、これは創出という意味の雇用対策に盛られるものではないんじゃないかと私は思うわけです。

こう見てみますと、新規の雇用創出にどれだけの新しい仕事が出てくるかというところ、わずかに六万人弱程度のことしか考えていらつしやらない。百万人というのとはえらい差があるわけなんです。あります。なせもう少し、百万人雇用創出なら、新しい仕事をつくる、新しい職をつくるという意味での対策を講じられなにかということに大変疑問を持つわけでありまして。

雇用をつくるかという点でも、すぐ右から左に出てこないことは私も承知しております。恐らく百万人つくると仮にしたにしても、これは四年なり五年なりかかって、少しずつ雇用構造を変えたりいろいろな条件を変えたりして出ていくんでしょ。そういうのは十分よくわかるわけでございまして、けれども、余りにもこれは、雇用創出というのではない、底支え資金だというふうにしかとれないんですけれども、この点についてはいかがですか。

○国務大臣(甘利明君) 大変痛いところをつかれておるんですが、実は百万人の雇用というその百万という数字に關しまして経緯をお話いたしますと、先生御承知かもしれませんが、政労使雇用

対策会議で、労使から百万人の雇用創出というところをぜひ掲げろという提案がありました。そのときに労使側から、具体的な算定については後追いでともかくとして、すぐにこれが何万人何万人なんてはじけるはずがないのはわかっていて、わかってはいるけれども、今雇用についてどれだけ真剣に政府が取り組んでいるかその姿勢をまず見せてくれという要請が連合、日経連からありました。

私も正直思ひ悩むところはあったんですが、やっぱりこれは目標を掲げる以上はそれに向かって達成する努力をすることが義務として課せられますから、よしということ、官邸、経企庁と直談判をいたしました。

官房長官は大変前向きで、みんな頑張る、それぞれ労使もできることはいろいろ汗をかくよという話でありましたから、それは別に悪いことじゃないじゃないかというお話でありましたが、実は内情をお話ししますと、経企庁がなかなか受け取ってくれませんでした。経企庁にはやっぱり算定の根拠は何だということを厳しく問い詰められました。

この中で、緊急経済対策全体がGDPを上げる効果というのは当然あります。その雇用にはね返る雇用弾性値というのは経企庁もはじけるわけでありました。二十四兆になんとなす事業でありますから、GDP押し上げ効果がこの中の予算のかなりの大部分を占めておりますから、それで持ち上げる効果はある、これが三十何万人かあるんじゃないかと。それに、今回御審議をお願いしております中小労働法の改正というのはまさに新しい雇用の場をつくるための法律でありますから、この適用事業者からはじいた人数というの、算定しますと両方合わせて三十数万人の数までははじけると。

しかし、雇用創出三十何万人計画なんというのは、はじいても余り政府の姿勢は正直伝わらないわけでありまして、そこで、これ以上失業をふやさない、ほうっておけば失業がふえるわけであり

ますから、景気の運行指標でありますから、だからほうっておけば失業がふえちゃう部分を何とか維持できないかと。それも言ってみれば雇用対策の重要な部分でありますから、そこで百万人の雇用の創出と安定ということで、何としても、労使一体となったお申し込みでありましたし、私も政府使雇用対策会議で政府として政府使一体となった心意気は見えるべきだということを強く経企庁長官にねじ込みました。当初は非常にネガティブでありましたけれども、そこまで言うならばということ、ねじ込んだということでありました。

ただ、まだ産業再生計画というのが一月中に取りまとめをいたします。これはまさに二〇一〇年までに成長が見込まれる産業分野ということで、七百四十万人のプラスが見込まれるということが昨年の行動計画、閣議決定でなされておりますから、それを前倒しでやっていくという発想でありますから、そこから取りまとめられた中で新たな雇用創出がオンするというのを大いに期待をしておりますというところであります。

○今泉昭君 時間が限られているものですが、先を急ぎたいと思うんですが、雇用の底支えのために三事業会計を使っていることよくわかります。今こういう時期ですから、とにかくどんな手を打ってでも雇用創出のために、雇用悪化を防ぐためにやらなきゃならないということは大いに結構なことですから、私もそういう意味では大いに側面から協力をしていきたいと思っておりますが、問題はお金なんですよね。

例えば、雇用者数がどんどん減ってくるという状況の中において、失業保険の会計実態を見てみますと、このところどうも、平成六年からずっと赤字のような状態が続いて、果たしてこのようなことだけで今後失業保険会計がもつのかどうかということ。さらには、三事業会計だということ意味ではばらまきですわね、いい悪いは別問題として、そうでもやらないことには今の失業の危機を乗り越えられないからこれは当然必要なんです

が、この三事業会計だつて余剰金がどんどん減っている、積立金が減っているような状態であります。しかも、雇用の見通しというところとまだ相当先ということになるとするならば、これは大変な財政的な問題もあるんじゃないか。

そういう中において、実は失業保険会計に、両方の会計に対する国庫補助金がこのところ減っているというのはどういふことなんでしょうか。むしろ国庫の補助金を、こういう失業者がふえて、しかも多く出さなきゃならないときには、国が多少保険財政のために余分に出すというならわかるんだけれども、どうもいただいた資料によりますと、何か二年前あたりからですか、国庫の支出金が減っているような状態なんです。これは逆な意味で雇用に対する政府の姿勢が問われるものじゃないかと思うんですけれども、この点はどうですか。

○国務大臣(甘利明君) 政府から雇用特会に繰り入れる率を変えたわけなんですけれども、恐らくそのときに今日の状況が完全に見通せなかったという点はあったかもしれません。そして、先生御案内のとおり、雇用保険、これは三事業も含めましてなかなか厳しい見通しであります。私もそういう心配を抱えながら、しかし今できることをちゅうちょしたらずばり大変なことになるなという思いで、労働省としてかなり思い切ったことをやっているわけでありました。

それで、これからその見通しが非常に楽観は特会の会計の上でも許さないのは御指摘のとおりでありまして、とにかくある時点でいろいろと各方面に相談をしなければならぬということが来るかもわからないというふうな思っております。

○今泉昭君 願わくば、今、保険料が大変負担増になつていきますので、保険料が上がるような方向でひとつ検討していただかなきゃいけないというふうな思っているところですが、先ほどから話しておられますように、これだけ膨大な失業者が出て、失業率が高いという中で、何とかこれ以上多くの失業者を出さないためには、思い切

った、ドラスティックな対策を打つ必要があると思っております。特に私は、そういう意味で真剣にワークシェアリングの問題をやつぱり労働省としても取り上げる時期ではないだろうかというふうに思っております。

もう御存じのように、欧米諸国ではこの問題で一九八〇年代から大変な苦勞をしているわけでありまして、そういう経験もあるわけでありまして、さきのドイツのコール政権におきましては、ワークシェアリングのこういふ手を持つことによって三十万人の具体的な雇用を創出するというような計画まで政府が考えるほどに、実はワークシェアリングの問題というのは欧米諸国で大変真剣に議論をされてきているような状態でありました。我が国におきましては、恒久的なものではなくしても、緊急避難的な意味でのワークシェアリングの問題を検討するときではないかと思っております。むしろこういふのが緊急避難的に雇用を保障できるようなやり方ではないかと思うわけであり

ます。今までワークシェアリング問題というのは、どちらかといえば企業内におけるところの、あるいは企業間におけるところのワークシェアリングというふうなこととございましたけれども、むしろ産業間におけるところのワークシェアリングという大きな網を検討し直す時期ではないだろうか。確かに国全体が今不況にありまして、とはいいいながら、産業によりましては依然として好況なところもあるわけがございます。長時間の労働をやっているところもあるわけでありまして、しかも、新しい労働者を雇用するという決断ができない。こういうときには、数少ない従業員でむしる長時間労働かせていこうというふうな対応策を好況産業も当然とっているわけでありまして。

そういう意味で、大きく、産業間におけるワークシェアリングをどうするのか。例えば、そのように多くの長時間労働を抱えているようなところに対しては、もしその仕事自体をほかの産業の手助けをもらうという形でできないとするならば、

ペナルティーという表現はちよつとおかしいんですけれども、その長時間労働に対する何らかの資金的な手当てを考へてこの失業対策のための費用の会計に充てるといふのも一つの手だろうと思つてあります。ワークシェアリングの問題をもつと具体的に真剣に取り上げる時期じゃないかというふうに考へます。

かつて労働省でもこの問題をいろんな機関で審議した時期もあつたやに聞いておりますし、いろんなデータもそのころを読ませていただきましたけれども、今こそこの問題を取り上げる時期じゃないかと思つていますが、大臣の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(甘利明君) 時間外労働をかなり要請している企業が今、業界があるのかなということがちよつとわからないんですが、今むしろほとんど残業がなくなつてゐる状態ではないかと思つてます。それで、これは日本の雇用慣行とかなりリンクしている話じゃないかと。先生はよく御承知でいらつしやるのでありますけれども、長期安定雇用の体制で、残業を雇用のショックアブソーバーに使用しながら安定雇用を守つていくという雇用慣行とある部分リンクをしてゐるんじゃないかと思つて、御指摘はよくわかるのでありますけれども、勉強させていただきますが、現状の中ではなかなか理解が得られるか、ちよつと自信がないというところがございます。

○今泉昭君 時間もすつかりなくなつてしまひました。あと三分程度しかございません。最後に実はお願ひをしておきたいと思つてございませう。実は、前回の労働委員会のときにも私の問題を提起いたしまして、労働大臣から、今検討中でございますというのをいただいた問題でございます。私は、この問題は早急に検討の結果を出していただかないと、勤労者にとりましては死活問題なわけでございます。

それは何かというと、いわゆる労働債権の保障の問題でございます。もうこれは私は釈迦に説法ですから多くは申しませんが、企業倒産の

処理に関しましては清算型と再建型とあるわけでございますが、再建型の特に会社更生法におけるところの労働債権の順位というのは非常に高いわけでございます。ところが、会社更生法を受けてやつてゐる企業というのは数少ないわけですね。倒産した場合、九割近くがいよいよ会社整理という形でどんだん整理をされていく。その分野において大変多くの人たちが、労働債権の順位が非常に低いのために、実際はもう泣き寝入りしなきゃならないというような状態が実は生まれてゐるわけなんです。

具体的に申し上げますと、破産法や和議法によりまして実は給与なんというのは第四番目の債権として定義されておりますけれども、会社更生法によりまして二番目の債権という形で定義されてゐるわけでありまして、これはほんの一握りの人たちだけなんです。大多数は和議法なりあるいは破産法におきまして処理をされてゐてゐる。ですから、こういう会社倒産の形によつてゐる人たちの債権の保障の差別があつてはならないんじゃないだろうか。商法や民法をいろいろ調べてみても、現行法の優先権の順位を見てみますと、何と商法におきましては、表現もおかしいんですけども、使用人の雇用債権なんというのは九番目にランクされてゐる。それから、民法におきましては雇入れ人の給料は十番目という位置づけなんです。

ですから、そういう意味では、そういう中で私どもも実は労働組合の現場にいたときには、具体的に倒産をしていった場合のそこで働いてきた方々の賃金債権やら退職金やらいろんな債権の確保のためにいろんな具体的な工夫をして取り組んできた経過がございますけれども、ほとんど満足に取れないというふうな状態であつたわけでありまして、今倒産をしてそして職場を離れたいかなきゃならない方々の債権をどう守るかということ、大変これは重要なことでございまして、ぜひこの問題は、今検討中だからということもいつまでも続けていただくんじゃなくて、早急に内閣

の中で、各省庁担当は違ふんでしようけれども、労働大臣の行動力でひとつ実現していただくように最後にお願ひをして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○国務大臣(甘利明君) お話はよく承りました。○山本保君 私は、公明党を代表いたしまして、この中小企業における労働力の確保のための法律について質疑をさせていただきます。

きのうも実は予算委員会に初めて登板させていただきましたが、大分上がつてしまつてはいたんですが、中小企業に關していろいろお聞きしました。そのとき労働大臣の方からは、私がメーンにしましたNPO型の言うなら産業、新しい産業に對するもう少し私は支援が必要だと言つたことが言いたかつたわけでありまして、今の労働省の考え方であれば、雇用保険というものを一つの考へ方であれば、そのようなものにも当然他の業種と同じように応援していいんじゃないかという意味の応援があつたのではないかなというふうに思つておりました。感謝しております。

ただ、なかなか経済企画庁、それから肝心の通産省がどうもそうではないようございまして、これはこれからまた続けてやつていきたいと思つております。そこで、今、斉藤委員それから今泉委員のお話を伺ひまして、いつも労働委員会は本当に勉強になるものなんです。若干変えながら今のところに關連させて私の考へ方の中でお話ししたいと思つてゐるんです。

まず最初に、大臣、これはきのうの委員会でも評価してゐるというふうに申し上げたのでございしますが、私は短い労働の委員会の経験でございしても、今の不況の中で雇用状況を何とかよくする、このことが不況脱出の一つの大きな要因であるという考へをもう私だけではなく皆さんこの委員会ではお話ししていただきました。どうも御返事がこれまでは、いやそれよりはまず全体の経済状況が悪いのでこうなんですよというふうなことが

多かつたような気がしておりました。そうしましたら、実質いろいろ問題はあつたにしても、しかし先ほどの答弁にもございましたけれども、雇用対策を経済政策の中心に置いたんだと、こういうお話があつたわけでございますけれども、この辺についてもう一度お話を伺ひたいわけでございます。

ただ今までのやり方がいけなかつたから雇用を中心にしたと言つただけではどうも迫力がないと思つておりました。私は自分なりに、本当に私は経済学を専門でやつたことがありませんので素人の考へだと笑つていただいてもいいんですが、例えばこれまでの考へ方ですと、いわゆる不況というふうなものは、これをもつてリストラでやるのか、または余分なものがなくなりまして、そして言うなら生産性が高まつて、またそのことから原材料費なども下がつたりしまして、またこれが逆に好況になつていくというふうな、こういう議論。それに対してケインズなどが、需要を出せばよろしいんだと。ところが、この需要は穴掘りだろが何だろがいろいろ、もう何でもいひから働けばいいんだというふうな感覚。

私は、今回の、労働省がこれだけ大臣一生懸命やられたとすれば、どういう理念といひますか考へ方を持つて雇用対策を、もちろんほかの考へ方ないという意味じゃないんですよ、しかし雇用対策が他の経済政策の中でも重要だということをおるわけなんです。私の考へ方もあるんですが、まず大臣に少しお話を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 山本先生の私に尋ねらんとされてゐるところを正確に理解してゐるかどうかはちよつと不安であります。従来、経営者の側の発想からしますと、景気が悪くなつて業績が悪化する、そうした場合にはできるだけ自分ですトラをして身輕になつてそして立ち上がつていくと、一時的には失業はふえるけれども、やがて自分が雇用の受け皿になり得るんだという発想なんです。現実こういう状況下でもちよつと

とリストラを案にしたいという話はいつばい聞こえてくるんです。

ただ、その不況の原因の中の大きなものに将来に対する不安が非常に大きい、だから自己防衛に走らざるを得ない。つまり、将来ちゃんと安心した見通しができるならばそれにゆだねて従来どおりの消費生活もするけれども、それがわからない、不安だから自己防衛で自分の身は自分で守らなくちゃいけないというベクトルに向いて消費がさらに落ちていくことになるわけですね。

将来の不安の要素の中に雇用不安というのが非常に大きい位置を占めているわけでありまして。だから、経営者側の発想からして、自分が身軽になれば体力を取り戻していつしか雇用の受け皿になれる、だから身軽になる部分では失業がふえるのはそれはやむを得ないんだという発想は、今の状況下では逆に不況を加速するおそれがあるんじゃないか。

ただし、じゃ企業にただ黙って抱えていてくださいとだけだったら全部共倒れになっちゃうわけですね。だから、一言で言えば、失業をふやさずリストラというのはできないのかなというのが私の発想であります。

一つは、雇用の場合自体をつくり出すことが労働政策としても、こちら側で手をこまねいていないで産業政策とタイアップをして、それこそ百人でも二百人でもいいから雇用の場ができないかという発想と、それからリストラを失業率をふやさずにするためにはどうするかということで、労働移動雇用安定助成金というのがあるんですけど、実はこれは経営者側に、産業界側に言わせると非常に使いづらいという反応でありました。

私は産業界側を呼びまして、企業に元気になるつもりならわなきゃ確かに困っちゃう、だけれども失業を出さずに元気になる方法で我々が持っているツールを使えるものはないのかというボールを投げました。それで返ってきたのが、実はちゃんとした雇用の受け取り手を探してくれば相手に助成をするという仕組みはあるんだけど、今これ

非常に使いづらいです、だからこれもつと縦横にできたらざりざりの段階で失業ということによって構造改革はできると思うという反応が返ってきました。

そこで、私が省内で、これをもつと使いやすくできる新しい制度をつくってほしいということ提言した次第であります。これは雇用の創出と失業なきリストラといえますか、それを少しでも可能にするんじゃないかと思つてやったわけでございます。

○山本保君 短い時間でお話いただきましたので、要点だけと思ひます。もう少しその辺はこれからいろいろお聞きしたいと思つておりますけれども、私自身は、ちよつとだけ時間をいただいて考えますと、おつしやるとおりなんです、経済全体とは別に今の日本の雇用で特徴があるなと思ひます。四点ほど出してみたわけなんです、考えてみます。

一つは、やつぱり前から言つておるんですが、今までの終身雇用制が変わつてきたことによつて、本来なら終身雇用でないとあつたらば当然移動する場合でもそれほど給料ギャップなどはないことに普通はなるはずでありますし、いい方へ向かつていくのが普通の経済的な感覚であると思ひますけれども、これが、今までの日本の固有の制度がもう今や変わりつつある。そこで、リストラといひますか失業してさあ再雇用といひても、ここに給料ギャップがもう完全に大きなものがある。これに対して対応しなくちゃいけないんじゃないか。こういう事業、それが第一であります。

第二番目は、やはり新しい産業というものを考えなくちゃいけないんじゃないか。これがきのう、またこれから申し上げるNPOもそうですし、私の経験からいひましても、福祉でありますとか、これまでは日本の経済が余り重視してこなかったようなものをきちゃんと位置づけていくことだ。そういう面では、先ほど御説明は余りありませんでしたけれども、これまでのこの法律が高度な人材というものに絞られ、しかもその高度な人材

は何か普通労働者と一緒に使わなくちゃいけないというふうな、こういう何か非常に変な運用がされておつたやうでありますから、これをやめて、すべからず雇つた場合にとつて、これによつて、これまで重視されていなかったようなものであつても全部入れましようということであるということ、私はこれも評価したいと思ひます。

三番目は、やはりこれは労働者自体の教育訓練、職業能力を高めることでありまして、これは労働省も一生懸命やつてゐると思ひますが、私はぜひこれは文部省に対してつと、今の学校教育体系自体が全く意味をなしてないんだということから、今の教育体系自体を組みかえろということをやつていきたいと思います。これは労働省としてもうざりざりやつてゐるんだということから、もつと強く言つてほしいです。私も言ひます、これは。

四番目は、新しい労働者といひますか、雇用保険の対象者をふやすことじゃないかと思ひます。さつき今泉委員がシェアリングと言ひましたが、私はそのとき、うん困つたなと思つていましたが、例えばパートの方であつてもそれから学生さんであつても、これから働くんだけれども、つまり働いていて失業しちゃつた場合は雇用保険も出さないで、ちゃんと給付金はもらつていられるという方がおられるんですから、何も働く前に私はお金をしつておきますという方がいたつていひわけである。それは、今までのやうなところてん式の学校制度で考えたらそんなもの出てきつこないじゃないかと思ひますが、いやこれからは学校制度はもつとど大人人生のいろんな場面に広がつてまいりますから、そうするとその間々に当然労働者としてみんな助け合つていこうというものにしていひんじやないかということを考えておられます。

自分のことばかり言つておつてはいけませんので、そんな案もまたこれから考えていきたいなと思つていますが、ちよつとともへ戻りまして一つだけお聞きしたいんです、大臣の方には。政労使雇用対策会議、先ほどちらつと触れられましたが、これは今現状どんなような動きをされておられるでしょうか。○国務大臣(甘利明君) 実はきょうも屋にやつてきたところございまして、きょうで三回開きました。九月二十五日、十一月六日、そして十二月十日、本日であります。

一回目は総理が出られて初顔合わせのやうなものでありまして、政側は私と通産大臣とそれから官房長官、官房長官は出られるときに出るといふ条件つきなんです。それから連合は鷲尾会長、あるいは榎本代行、あるいは笹森事務局長が出てこられます。そして日経連、会長と専務といふことで構成をされております。一回目は政労使で合意できるところは積極的に合意を受けて政策として提言をしていこうという話でありまして、二回目のときに百万人の雇用の創出と目標を掲げて、それぞれが努力できるところを努力しましよつとということと一致をしたといふことでありまして、三回目のきょうは、百万人の具体化がいまひとつ明確ではないではないかといふことで、これをどう具体的に創出部分を積み増していくかといふやうな話し合いをさせていただきました。○山本保君 それでは、経済企画庁の方に一問だけお聞きします。十二月一日からNPO、この委員会が一月、二月と熱心に議論をしまして上がつた法律が動き出したわけでありまして、この状況と、それから一緒に、今までの議論を踏まえて、このNPOと言われている、非常にあいまいなものでございましてけれども、私の概念としては、まさにきのうも言ひましたけれども、もうけ主義ではない、人間連帯とか地域連帯をもつたきめ細かなさまざまな、福祉であるとか環境であるとか、こういうものを行う団体なんだと、こう考えておるわけでありまして、このNPOの雇用効果、創出効果といふやうなものはどのように考え、読んでおられるのか、お話しください。

という、いわばその人の人生がかかった大事な局面です。そういうときに、職安の窓口でそういう人に本当に丁寧に実情を聞き出すと。

私、飯田橋の職業安定所に行ってみました。きょうはまだ人が少ないということだったんですけども、それでも二階の求職コーナーや相談コーナーへ行きましたら、本当に人でいっぱいでした。

それで、飯田橋の職業安定所で聞きますと、一カ月の窓口の相談件数というのはどれくらいあるか。ことしの九月で大体一万五千ぐらいだということ。二十二日間で割りますと、一日七百。二時間待たせても五分ぐらいしか相手と話ができない。これで、いわば相手の人生相談に乗っている、将来を握っているようなそういう相談に、本当に今の体制ではやれないんだと。大体一人で一日二十人から二十五人いろいろ相談を受けるそうだけれども、病院のように何番目とかいう番号があつて待っている。二時間待ってたった五分の相談もあると。

私は、こういう時期に、確かに国の財政が大変な時期ではあります。こういう部分にこそやっぱり適切な人をふやして、そういう失業者の要望にこたえられるような行政がやれるように積極的な対応をぜひ図っていただきたい。労働大臣の所見をお伺いしたい。

○国務大臣(甘利明君) 環境としては、行革の真つただ中でありまして、人員増については大変に厳しい査定が行われる中でありまして、今までも必要な増員には努めてきたつもりでございますし、厳しい行政事情ではありますけれども、これから適切な措置を講ずるよう努めていきたいというふうに思っております。

○市田忠義君 時間が来たので終わりますが、本当に深刻な雇用失業情勢のもとで、こういうところにこそやっぱり行政の光を当てるべきだと。本当に公務員の皆さんが必死で働いている姿をきょうも見てまいりましたけれども、ぜひ適切な人員増のために積極的な対応を大臣に先頭に立ってし

ていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○大脇雅子君 中小企業における雇用情勢が非常に厳しいものであつて、中小企業は過去最悪の深刻な状態の中に、働く労働者と家族が大変不安な日々を送っているというところは論をまたないと思ひます。そうした厳しい状況にあつて、今度の中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律、これがどのような効果を及ぼすかということが非常に大きな問題でありましよう。

十一年度の予算によりまして、三百五十一億で五万人の人が創出されるという予測ということでありますが、現在中小企業では、もはや開業率よりも廃業率が高いという状況にあります。中小企業の場合の創業、分社、異業種への進出というふうに言った場合に、この創業率というものは、今までありまして、現在どのような見込みを立てておられるでしょうか。

○政府委員(渡邊信君) この創業率と廃業率の調査は三年に一度行われておりまして、直近の調査では平成六年から八年についての調査がございまして、この開業率を見ますと、この間、全事業所との比較でございまして、年平均で三・六％というふうになっておりまして、廃業率は三・八％で廃業率の方が上回っている、こういったふうな状況にございまして。

○大脇雅子君 そうしますと、まず、創業に対する支援ということとはなかなか難しいということも一つありますが、今回の法案では分社化や異業種への進出ということになっているわけですね。まず、新分野進出等に係る場合、改善計画というものを認めるというものが大変重要な意味を持っているというふうになります。地域的、業種別の特長事情等への配慮その他、どのようにこの認定基準を運用されるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(渡邊信君) 中小企業労働力確保法におきまして、通産大臣と労働大臣は雇用管理の改

善についての基本指針を定めるということにされております。今回の改正法を成立させていただきますと、この指針についても改正をするということにしております。

これは、関係審議会の意見を聞いて改正するわけ、若干先のことにはもちろんなるわけでありまして、地域別等々いろいろ問題があると思ひますが、まず、前回の基本指針を改正しましてから後の大変大きな変化の一つは、例えば男女雇用機会均等法の改正された部分が来年の四月一日から施行になるというふうなことがござい

ましたが、これからの良好な雇用機会というふうなことを考えます場合には、雇用管理における男女の機会均等、あるいは募集、採用における機会均等、あるいは男女労働者を問わず職場と家庭との両立が図れるような職場、こういったものについては新しい指針に盛り込みたいと考えているところでございます。

○大脇雅子君 この措置の実効性の確保についてですが、まず分社化というのは、これまででは円高不況とかバブル経済崩壊後の強行された大企業に見るリストラ策の一環としてよく知られた企業の対応策であるということになります。

例えば、最高裁の判例、平成四年五月二十五日の有名な千代田化工建設における分社化では、会社が不採算部門を切り離すに伴って賃金が三割下がるということなど労働条件の切り下げが大きな争点であったことを見ましても、本法の改正法が適用される分社化というものについては改正の趣旨が真の意味で貫徹されなければならぬ。そういう点で、この雇用確保に名をかりたりストラに利用されることがない歯止めについてどのようなことを考えておられるでしょうか。

○政府委員(渡邊信君) 今回の改正は、これから伸びていく発展性のある事業を新しく起こそう、そういった事業、あるいは分社化によってそういったことに挑戦しよう、そういった分野について支援をしようというもので、それが良好な雇用

機会の拡大につながることを目標としていくわけでありまして、例えば分社化に名をかりて労働条件の切り下げを行ったり、人員整理を行ったり、そういったものを助成するということでは全く逆効果になるというふうに思っております。

そのチェックでございまして、これは改善計画を出していただいたり、実際に支給の段階で雇用促進センターがチェックすることになります。そういうことを通じて、分社化の場合には、分社化をする前後を通じて事業主都合による解雇がないことといったふうなことを例えば雇用条件に加えたと思ひますし、また労働条件の面につきましても、改善計画が出された段階でそういったことについては十分チェックをしていきたい、そういった改善計画の審査になるようにしていきたいというふうなことを考えております。

○大脇雅子君 雇用保険法の施行規則によりまして、特定求職者雇用開発助成金などを出す場合には、雇入れの日の前日から起算して六カ月前の日から一年を経過した日までの間において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主には出さない、こういうことになっているわけがあります。

しかし、この解雇だけではなくて、例えば希望退職を募って退職を強要したり、あるいは転籍をさせたり、先ほど言いましたような労働条件の切り下げ等に向かわないということについては厳しくチェックをして助成金を出していただきたいというふうに思ひます。そうしませんが、この分社化による助成金を悪用し乱用するということや、これが発生する危険がありますので、この点はしっかりと歯止めをきつて通達等をきっちり書かれますように注意をしていただきたいと思ひます。

それから、こうした改正目的を確保するためには、制度内容を十分生かして中小企業の実情をきめ細かく把握して迅速に対応する体制がなければならぬ、そして制度の適用のフォローアップということも十分必要だと思ひますが、その点につ

まず大臣にちよつと、これは繰り返しになります。もう本日に各委員の先生方がお話しになつていましたが、本改正案の雇用創出の中身について、百万人雇用計画ということ掲げられて、そしてまたその実績規模は、今聞いておるとちよつと不安になるような数字だということでしたけれども、労働省単品というんですか、一つ一つの省の中で考えること、施策としてでなくて、今回のこの法律も各省庁間のそれとを連携をとりながら政策を進めていく、そういう視野も必要である。

業再生計画の主務大臣は通産大臣であります。総理からは閣議の席上で、他の大臣が全部横並びで補佐するんですが、その中で、労働大臣を初めて他の大臣と連携をとりたいという、わざわざ私の名前を挙げていただきましたものでありますから、通産大臣とよく連携をとりながら、そして他省の閣僚する大臣とも連携をとりながら、できるだけ効果があまるにあらわれるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○鶴保庸介君　よくわかりました。

また、高度人材についても、当初は職制でいいますと、中小企業ですからなかなかそういつた職制はないのかもしれませんが、部長級というふうな要件にしておりましたが、これはなかなか厳しいというようなことで、現在では課長級の人を雇えばいいんではないかというふうに運用面でも改善をしてきております。また、今般は、従来の助成対象がハード面の整備だけであつたのですが、これをソフト面の例えば就業規則の作成費用などについても助成の対象にするというふうに、できるだけ事後チェックを踏まえながら制度の改正を考えていきたいとこれからも考えているところ

○國務大臣(甘利明君) 当初見込みと実績の数値が外れることはありますけれども、余り大きく外れちゃいますと、一体何をやってるんだというおしかりをいただきます。それで、周知徹底が行き渡っていないということのほかに、やっぱり政策が魅力的かどうかということは大きなかぎになります。前回も当然そうでありますけれども、今回はより通産省の政策との合わせわざといえますか、この適用を受ける企業なり個人事業者にとつてより魅力的なものに仕上がっているというふうには私は確信をいたしております。お互いの法律の中に相手の法律との連係プレーですよという項目がきちんと掲げてありますし、当然通産省の施策も合わせわざで使われる人もたくさん出てくると

いうふうに思っております。

もちろん、施策はよかつたけれども知らないがために使えなかつたというようなことがないように万全を期していきたいというふうに思っております。

○鶴橋紀世子君 このたびのこの制度とよく似た雇用保険制度で特定求職者雇用開発助成金といったようなことがあります。

障害者の方を雇い入れて、三年ほどしたから、その障害者の方の友人をこれまた雇おうかなといまして、その雇用者の方がその方を雇ったら、障害者の方が会社の中で二人になるということになるわけですね。そうすると、その二人目の方はじゃ助成金をもらえるのかという、窓口を通してないから、職業紹介所を通してないからだめだと言われたことがあるというふうなことを聞きました。

後になって制度がそういうふうになっているんだということも含めて全く知られていないということは、本当に残念なことだと思えます。求人側の方にしてみれば、一度登録するためにその地域のハローワークに赴くだけで、あとは雇用促進センターなどというところへ行く必要もないし、ある場所も知らないというのが実情だと思うんです。

ぜひともこの周知徹底方、そしてこういう制度がありますよ、何のために政府がこの不景気を打破するためにやっているのかということを、決意を示す意味でも周知徹底方、ぜひとも関係の皆様方の御努力をお願いしたいと思えます。

ありがとうございます。

○高橋紀世子君 最後になりましたが、なるべく手短かに御質問したいと思えます。

このたび労働省提出の労働法改正案は、失業率の低減、ひいては日本の景気回復に向けて、これまでの労働省の労働政策をさらに広げ、他の省とも手を携えて大変踏み込んだ改正案と評価しております。しかし、私に一つ素朴な疑問点がありますので、これをお聞きしたいと思えます。

まず初めに、労働法が最初に制定された平成三年、一九九一年当時の雇用情勢についてお尋ねしたいと思えます。

当時はバブル経済のあおりを受け、景気は拡大期にあり、とりわけ中小企業にとって労働力の確保は困難な状況にありました。この労働法は、中小企業における労働力確保のための職場の環境整備等、雇用管理面での支援策として施行されたと思えます。労働省の方の御見解を一言伺いたしたいと思います。

○政府委員(渡邊信君) 平成三年に本法が制定されましたときは、確かに中小企業における人材確保が非常に困難だということだったので、雇用管理の改善をすることによって魅力的な職場をつくって労働者の確保に努める、そういったことを目的として本法は制定されました。

○高橋紀世子君 そのことを踏まえた上で、次に今回の労働法改正案提出の背景についてお尋ねいたします。

今回の労働法改正案は、長引く不況に対する景気浮揚策の柱として特に十一月十六日に策定された政府の緊急経済対策における雇用活性化総合プランの一環として提出された法案と認識しておりますが、間違ひありませんでしょうか。労働省の御見解を一言伺いたしたいと思います。

○政府委員(渡邊信君) 雇用活性化総合プランにおきましては、現在の大変厳しい雇用失業情勢、四・三％の失業率という状況について、需要不足による失業とそれから三％程度の構造的、摩擦的な要因による失業と二種類のものを指摘しております。それぞれの方針について検討しております。その中で、この労働法改正案は、この活性化総合プランの一環として主に需要不足に対応するために提案をしているというものでございます。

○高橋紀世子君 バブルのあおりを受けていた平成三年当時、つまりそもそも労働法が成立した当時、失業率が今おっしゃったように四％を超えて

いる現在では、雇用状況に大きな格差があります。今御答弁にもありましたように、現行法はバブル期に労働力確保を目的としてつくられた法であり、一方、このたびの改正は、その当時とがらりと変わった経済状況のもとで緊急経済対策の一つであると思えます。何としても中小企業に新事業にチャレンジしてもらい、雇用の創出を促そうとする政策であります。これだけ目的とつくられた背景の違つた内容のものを一つの法案の中にほうり込むというのは、国民の本法案に対する正しい理解を妨げ、せっかくの法案の魅力を半減させているのではないかと考えます。

私は、政府の景気回復に向けての真剣さを国民に示すためにも、むしろ雇用機会の創出に向けた緊急経済対策の目玉の新法案として提出する方がより効果的であったと考えます。この点について甘利労働大臣の御見解をお聞かせ願えればと思えます。

○國務大臣(甘利明君) 私は、先生おっしゃるとおり、新法でやりたかつたんです。かなり強行に主張したのでありますが、諸般の事情でそれがなかなかできないものでありまして、その点だけは正直言って残念だったというふうに思っております。

○高橋紀世子君 法律の即効性や効率性も大変大切だと思えますが、国民一人一人にわかりやすく理解されやすい法律という目標が殊さらに大切だと考えます。

次に、日系ブラジル人等の外国人労働者の就労問題についてお尋ねしたいと思えます。

厳しい雇用情勢が続く中で、外国人労働者の雇用状態の悪化が予想されますが、その実態についてお聞きいたします。もし、一部のマスコミが報じるように、人手不足を理由に多くの外国人労働者を受け入れておいて、急に景気が悪くなったからといって安易に邪魔者扱いにしているのが事実としたら、大変問題だと思えます。将来、政府が外国人労働力の雇用問題にどういうふうに対処していくのかといった国のグランドデザインとともに、この点について大臣の御見解を伺いたいと思えます。

○國務大臣(甘利明君) 先生御指摘のとおり、都合のいいときだけ日本に来てもらいたい、都合が悪くなつたら後は知らないというようなことであつては確かならなないのでありまして、そういうことではございません。

日系人労働者のことに関しまして、雇用の安定とか解雇の予防等雇用管理の改善を図りますために、労働省といたしまして平成五年に「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」というのを定めております。要するに、安易な解雇を行わないよう事業主に対して啓発に努めてきているところでございます。

外国人全般についてのことなんですけれども、さらに、日系人の求職者の円滑な就職のために、労働省では日系人雇用サービスセンター、これは日系人に対して専門的に職業紹介を行う職安と考えていただいております。これを平成三年に上野とそれから五年に名古屋に設置いたしました。ここは主に今、日本に来ていた日系人でブラジルとかその辺のところ、ポルトガル語とかスペイン語圏ですね、これができる人たちの配置して積極的に職業紹介を行っております。

日系人は身分関係に依りまして在留資格を得て我が国に在留されているわけでありましてけれども、この在留資格というのは、日本人との一定の身分関係があるということと理由として入国、そして在留を認められているものでありまして、基本的な理念に、人手不足を埋めるための労働力として導入するという策ではございませんから、その辺のところはちゃんと雇い入れる側にも徹底をして、安易な取り扱いをなされないように指導しているところでございます。

○高橋紀世子君 外国人の労働者に対しては、国際間の問題につながることでありますし、不況下にはありますが、これからの御配慮よろしくお願ひいたします。

それから、特に障害者だとか弱者の方がこの不

況下にあつて一番先に犠牲にならないように、ぜひお考え願ひたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○委員長(吉岡吉典君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、長谷川君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川清君。

○長谷川清君 私、ただいま可決されました中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党並びに参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、雇用機会の創出における中小企業の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法に基づく助成措置、融資制度及び税制特例については、その周知徹底を図るとともに、中小企業における雇用管理の改善が確実に促進されるよう適切な運用に努めること。

二、本法に基づく助成金等に係る手続については、ILO勧告第百八十九号の趣旨及び関係団体の意見等を踏まえ、申請に係る窓口の整備や書類の見直し等を行い、助成金等の十分な活用が図られるよう努めること。

三、中小企業の新分野進出等を図るための労働政策の推進に当たっては、中小企業政策と一体となつた総合的な政策を講ずるとともに、地方自治体等関係行政機関との連携・協力を一層強化すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(吉岡吉典君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 全会一致と認めます。よつて、長谷川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、甘利労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。甘利労働大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいらる所存であります。

○委員長(吉岡吉典君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十七分散会

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、日雇労働者の雇用保険受給要件の緩和に関する請願(第四六一号)(第四六二号)(第四六三号)

一、労働法制の全面改悪反対、男女共に人間らしく働くルールの確立に関する請願(第四六八号)

一、学生の就職活動への緊急措置等に関する請願(第五〇五号)(第五〇六号)

第四六一号 平成十年十二月八日受理

日雇労働者の雇用保険受給要件の緩和に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西川二ノ三九ノ四ノ四名

四〇五 佐野姫美江 外二百八十四名

紹介議員 山本 保君

日雇労働者の雇用保険の現行受給要件は、前二か月間通算二十六日分の印紙保険料(又は継続する六か月間に印紙保険料が各月十一日分以上、かつ通算して七十八日分以上)の納付が必要となつてゐるが、長引く不況の下で昨秋以降の就労日数は対前年比三十％減という状況にあり、資格を喪失する者が大幅に増加している。雇用保険は働く意志・能力がある者が失業した際の救済を目的としてゐるにもかかわらず、資格喪失で手当が打ち切られ、制度本来の趣旨にそぐわないものとなつてゐる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、日雇労働者の雇用保険受給要件を大幅に緩和すること。

第四六二号 平成十年十二月八日受理

日雇労働者の雇用保険受給要件の緩和に関する請願

請願者 京都市山科区北花山西ノ野町一九ノ二 松尾泰一 外二百八十四名

紹介議員 但馬 久美君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六三号 平成十年十二月八日受理

日雇労働者の雇用保険受給要件の緩和に関する請願

請願者 神戸市長田区庄田町三ノ五ノ一

〇 籠池正佳 外二百八十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六八号 平成十年十二月八日受理

労働法制の全面改悪反対、男女共に人間らしく働くルールの確立に関する請願

請願者 横浜市中区富岡東二ノ五ノ一五

ノ三〇一 野原二男 外三十一名

紹介議員 市田 忠義君

規制緩和の名による労働法制の全面改悪は、財界の戦略としての「必要となく、必要となく、安い賃金で働かせる」ことを法制面から後押しするものである。労働時間では、いくら残業しても残業代を払わない裁量労働時間制の拡大、一層の不規則な労働を強いる変形労働時間制の要件緩和、女子保護規定撤廃による男女労働者の無制限な時間外労働、雇用では、リストラ「合理化」の受皿となる労働者派遣事業の対象業務の拡大、首切り・若年定年制を合法化する有期労働契約期間の延長など、労働時間、賃金、雇用、権利を破壊するものである。

ついては、次の措置を採られたい。

一、人間らしく働くルールの確立のために、規制強化を含め労働基準法などの抜本的改正を行うこと。

1 時間外及び休日労働・深夜労働の男女共通規制を法制化すること。

2 一日八時間労働制の原則を崩し、サービス残業を温存する裁量労働時間制を縮小・廃止すること。

3 不規則・過密労働を更に進める変形労働時間制の要件緩和を行わず、一か月変形労働時

- 間制については一日・一週の上限を設けるなど、変形労働時間制の規制を強化すること。
- 4 週四十六時間の特例措置を即時廃止し、週四十時間制を完全実施すること。
 - 5 労働者派遣事業の対象業務を拡大せず、派遣事業に対する法的規制を強化すること。
 - 6 短期使い捨てを合法化する労働契約期間の上限延長を行わないこと。
 - 7 ILO第百七十五号条約(パートタイム労働に関する条約)を批准し、パート労働法を実効あるものに改正すること。

第五〇五号 平成十年十二月八日受理

学生の就職活動への緊急措置等に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡岩村町富田二、八三

七 鈴木望 外五百八十二名

紹介議員 山本 保君

失業率四・三%、大卒就職率六十五・六%と学生の就職状況は過去最悪となり、大学生生活に大きな影を落としている。また、就職協定の廃止により採用活動が「企業の倫理憲章にゆだねる」という名目で事実上、野放しにされているため、就職活動の早期化・長期化に拍車が掛かり不安の声があがっている。早いうちに学生を確保するため学生に誓約書を書かせる企業もあるが、これは倫理憲章に反する行為である。また、企業で就業体験をするインターンシップ制度は、有名校の学生を優先的に採用する不公平な採用活動が行っている現状では、「青田買い」の隠れ蓑(みの)にもなりかねない。女子学生に対しても表向きは男女平等をうたいながらも、実際には均等法に違反する企業が後を絶たない。このようなルールのない企業の勝手な採用活動が学生生活に与える影響は深刻であり、卒業後、就職できなかった学生は国から生活について何の保障もされないため、アルバイト生活を余儀なくされている。就職難の原因の一つは大企業的大幅な雇用削減であり、環境整備も不十分なまま女性を正規社員から排除する一方でパートや派遣、契約社員という不安定雇用を増やして

いる。

については、緊急に次の事項について実現を図りたい。

一、現在、就職活動をしている学生の学生生活を保障すること。

1 学生が「学業と両立しながら、安心して公平で公正な就職活動」に取り組めるようなルールを、学生の意見を取り入れてつくること。

2 インターンシップでの、企業の「青田買い」を防ぐルールをつくること。

3 誓約書などによる学生の拘束をやめさせること。

4 男女雇用機会均等法を実効力あるものにするため、実態調査や罰則規定の強化、女性少年室の強化・拡充を行うこと。

二、卒業後も就職が決まっていない人の生活保障と就職の斡旋(あつせん)を行うこと。

1 学卒未就職者にも雇用保険制度を適用し、職業訓練の場を保障すること。

2 職業安定所などに若年者対象の相談窓口をつくるなど、就職を斡旋する対策を採ること。

三、抜本的に雇用を増やし、就職後も安心して働き続けられるようにすること。

1 労働時間の男女共通規制を法制化し、新たに雇用を増やすこと。

2 女性が働き続けられる環境をつくること。

3 有期雇用や派遣雇用など、不安定雇用を拡大するような法改正は行わないこと。

第五〇六号 平成十年十二月八日受理

学生の就職活動への緊急措置等に関する請願

請願者 千葉市花見川区千種町一八七ノ一

四 吉田海将 外五百三十八名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

平成十年十二月十八日印刷

平成十年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K